

## 全国植樹祭 積立金

### 全国植樹祭開催準備費（一部森林環境税事業）

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めることを目的とした「第76回全国植樹祭えひめ2026」の令和8年春の開催に向け、式典運営や会場整備等の準備を着実に進めるとともに、県民等に対し大会に向けた機運醸成を図ります。

#### 1 ポイント

県民共有の財産である森林の重要性や木材利用に対する理解を深めるため、第76回全国植樹祭えひめ2026の開催準備を進めるとともに、県民から森林・林業などへのメッセージを募集し、大会演出等に活用する県民参加型の「明日(あした)の森林(もり)へ贈る愛(らぶ)レタープロジェクト」をはじめ、苗木のスクールステイ(育成体験)等の取組みを通じ、開催機運を醸成します。

#### 2 事業内容

令和6年度は、式典や植樹等の骨子を盛り込んだ「基本計画」を策定したほか、お野立所の設計などの会場整備を進めるとともに、広報啓発活動により大会に向けた機運の醸成を図りました。

##### ○事業内容

項目	概要
(1) 実行委員会関係	総会・幹事会・専門委員会の開催
(2) 全体計画関係	基本計画の策定
(3) 会場整備関係	お野立所のデザイン選定、植樹会場の整備 等
(4) 広報啓発関係	愛レタープロジェクト、苗木のスクールステイ、おうち de 植樹祭えひめ (PR 展示)、みんな de 植樹祭えひめ (応援事業)、植樹祭だより 等
(5) 関連事業	全国植樹祭関連行事「子どもの森づくりフォーラム」の開催

#### 3 令和6年度実績額

- (1) 実績額 35,607千円 (全体事業費 64,085千円)  
(2) 実施状況



お野立所(デザイン図)

愛レタープロジェクト

苗木のスクールステイ

子どもの森づくりフォーラム

#### 4 事業期間

令和4年度～令和6年度

#### 5 全体計画

事業内容		R4	R5	R6	計
計画	森とふれあう活動への参加人数	3.8万人	5.1万人	5.2万人	14.1万人
	事業費	1,842千円	15,194千円	65,080千円	82,116千円
	うち森林環境税	0千円	13,118千円	35,607千円	48,725千円
実績	森とふれあう活動への参加人数	49,874人	44,224人	56,073人	150,171人
	事業費	1,374千円	15,128千円	64,085千円	80,587千円
	うち森林環境税	0千円	13,118千円	35,607千円	48,725千円
実施箇所		県内	県内	県内	

# 資料編

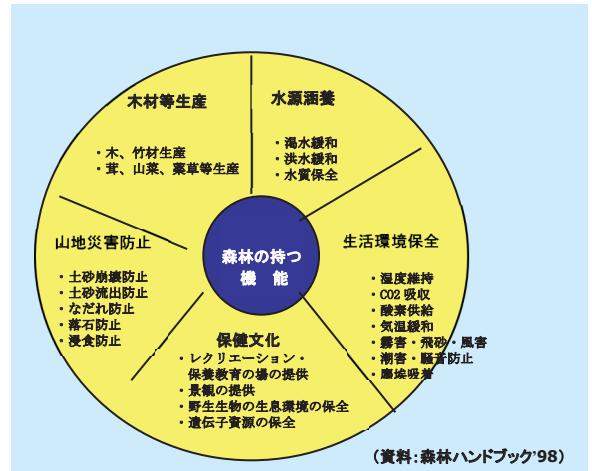
# 愛媛の森林・林業と森林環境税

## 1 森林の働き

### (1) 森林の持つ機能の種類

森林は、土砂の流出や崩壊を防ぐ機能、洪水や渴水を緩和する機能、風害や潮害を防ぐ機能、騒音や気候を緩和する機能、安らぎや憩いの場、教育的利用の場を提供するなどの保健・文化・教育的な機能、再生可能で環境に与える負荷も少ない木材の生産機能などを有しております、有形・無形に古くから私達の生活と深く関わっています。

特に最近では、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能や多種多様な動植物の生息・生育の場を提供する生物多様性を保全する機能についても国際的に関心が高まりつつあるなど、森林に対する期待は多様化・高度化してきています。



(資料:森林ハンドブック'98)



### (2) 森林の機能の評価

森林の機能については、本来、そのすべてを数値で評価することは不可能とされていますが、金額に置き換えることが可能な一部の公益的機能については、平成12年9月に林野庁から74兆9,900億とその評価額が公表されており、同じように愛媛県内の森林に置き換え算定したところ、1兆1,267億円となっています。

また、平成13年11月に日本学術会議が農林水産大臣に答申した「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価」では、年約70兆円と算定されています。

ただし、「森林の機能は総合的に発揮されるため、森林の価値を個々に評価し、単純に集計することは、森林の本質を正しく伝えられない可能性がある」こと、また「ひとつの機能を評価した場合、それ以外の機能が無視される傾向がある」ことなどに注意する必要があるとしています。



評価額は、平成12年度に林野庁で実施した評価手法を用いて試算したものです。

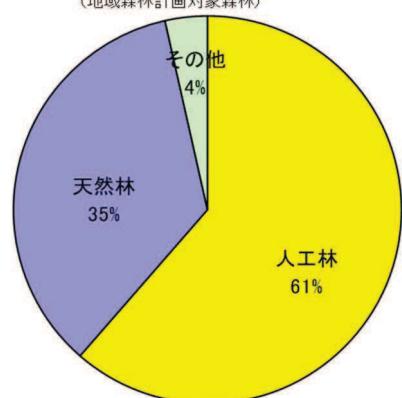
## 2 愛媛の森林・林業の現状

### (1) 愛媛の森林の特徴

愛媛の森林面積は、令和6年度末現在、県総土地面積567,587haの71%に当たる400,841haとなっており、うち民有林面積の占める割合が90%、残り10%を国有林が占めています。民有林における人工林率は、戦後の積極的な植林によって61% (220,751ha) となっており、その内訳はスギ48% (105,415ha)、ヒノキ49% (108,019ha)、マツその他3% (7,316ha) となっています。

また、県内の森林から伐り出されている素材の生産量は、令和6年末現在で519千m<sup>3</sup>で全国第13位となっています。

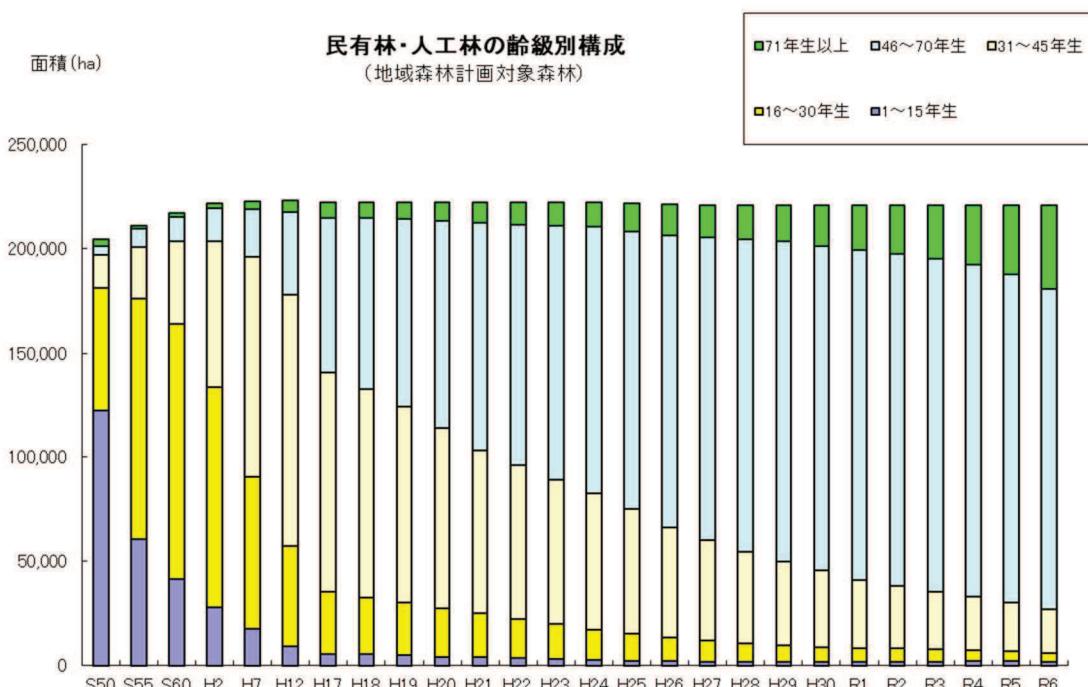
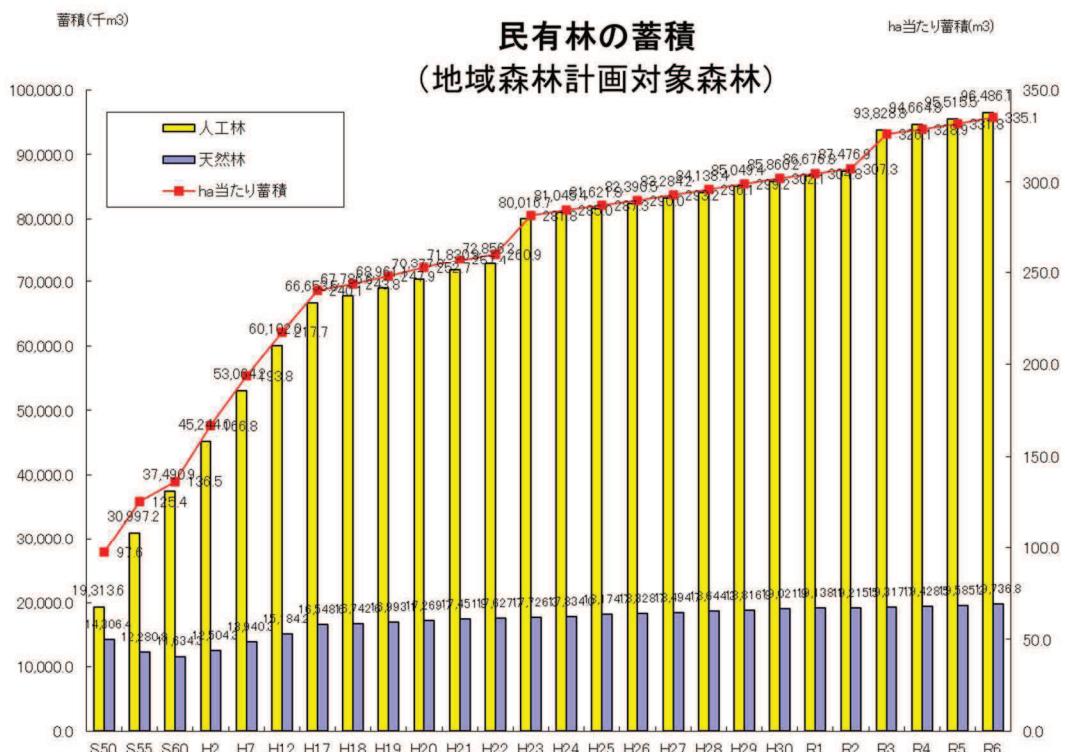
民有林の人工林と天然林等の割合(R06)  
(地域森林計画対象森林)



スギ : 105,415ha 48%  
 ヒノキ : 108,019ha 49%  
 マツその他 : 7,316ha 3%

## (2) 愛媛の森林の変遷

次に時系列で愛媛の森林の概要を見ると、令和6年の民有林森林面積は昭和50年の359,611haに対して359,509haと横ばいであるが、森林の蓄積（立木の体積）は、昭和50年の約3,362万m<sup>3</sup>に対して令和5年には1億1,622万m<sup>3</sup>と約3.5倍に増加しています。このうち、人工林では植林による面積の増加や間伐などの保育作業の実施による植栽木の成長により蓄積は5.0倍に増加しています。この人工林の年齢構成を年齢別に見ると、昭和20年代から50年代に植えられた充実期を迎えた46年～70年生の森林が153,806haと最も多く、また、除伐や間伐が必要な16年～45年生の森林が人工林面積の11%（25,041ha）を占めています。



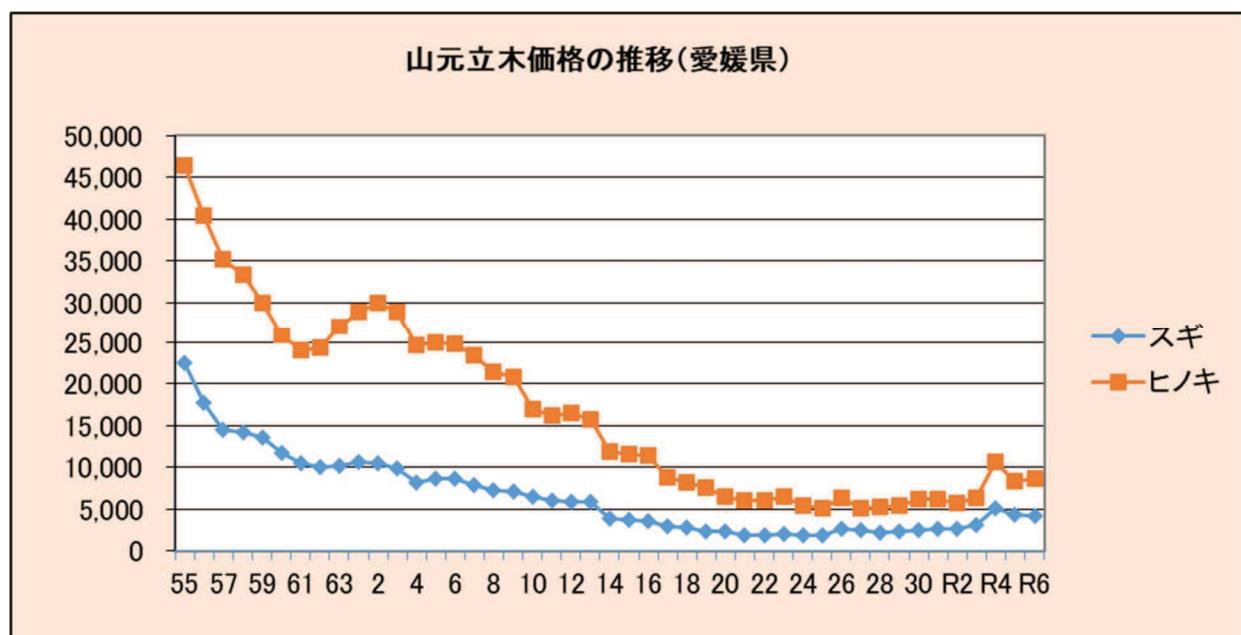
### (3) 森林・林業を取り巻く状況

人工林の拡大は、昭和30年代における豊富な農山村の労働力等に支えられ、全国的な広がりを見せましたが、高度経済成長期に増加した急激な木材需要に応じるには、当時は若齢であり、利用可能な人工林が少なかったことなどから、外国産材の輸入が行われるようになりました。

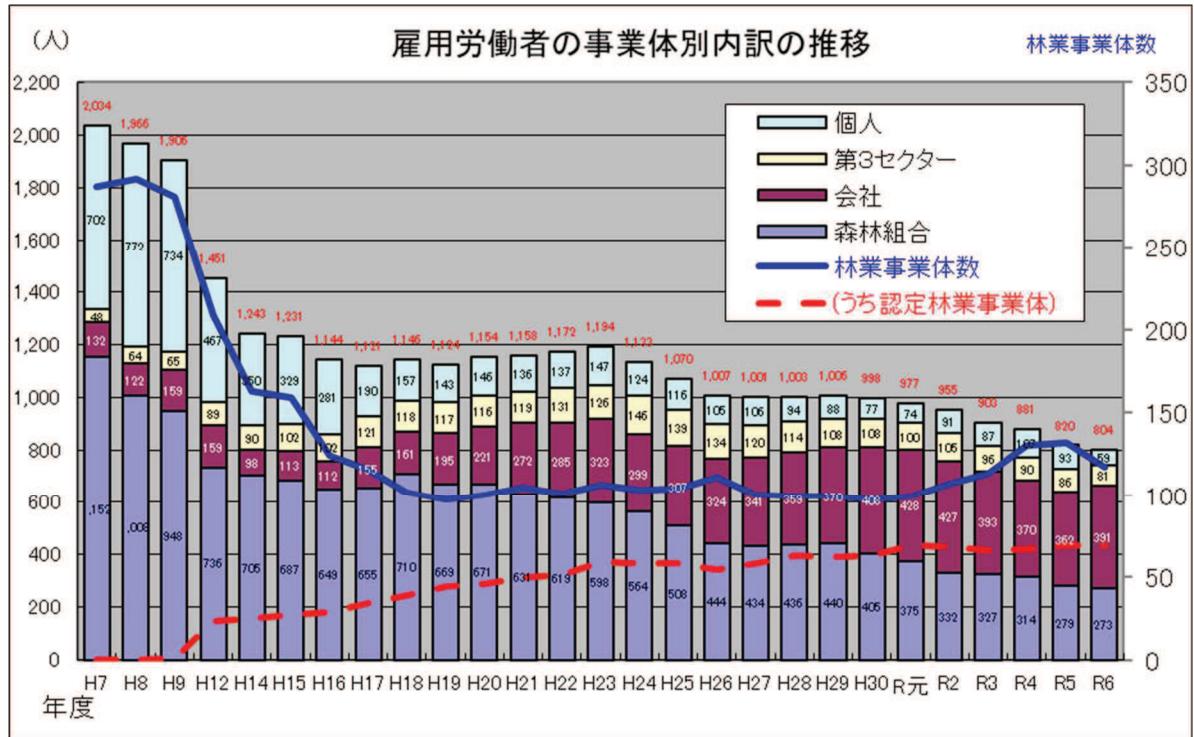
このため、現在は、若干回復傾向にはありますが、ピーク時では8割強を外国産材に頼ってきたところです。また、農山村から都会への人口流出、更には木材を代替する建築資材の台頭や住宅着工戸数の減少などの社会的要因とともに、木材生産に欠かせない林道等の基盤整備、機械化の遅れ、木材価格の下落等により、木材生産の採算が合わない厳しい状況が続いております。このような理由から、造成された人工林も次第に管理不足や放置されるようになってきており、人工林は今、活力を失いつつあります。



これらの森林を守ってきた林家の林業経営状況等を見ると、県内の山元立木価格は、スギ・ヒノキともにピーク時だった昭和55年以降ずっと下落しており、1m<sup>3</sup>（柱に加工される長さ3mの丸太では20本程度）当たりの立木価格は令和6年度でスギ約4,100円、ヒノキ約8,600円程度と、昭和50年のスギ約20,500円、ヒノキ約36,700円に比べてそれぞれ20%、23%にまで下落しています。昭和50年当時の物価水準を考えると価格の低下は著しいものと言わざるを得ません。



一方、林家と共に林業の担い手である県内の林業事業体（森林組合・会社・第3セクター・個人）の数及び雇用労働者数は、平成7年には287事業体（1事業体当たり平均雇用労働者数7.1人）、2,034人が、令和6年には117事業体（1事業体当たり平均雇用労働者数6.9人）、804人にまで減少しています。



### 3 森林環境税の導入

森林は、県土の保全や山地災害の防止、水資源のかん養など多様な機能を有しており、これらの機能の健全な発揮に対する県民の期待は一層高まるとともに、地球温暖化問題や自然との共生のあり方への関心の高まりを背景として、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全機能や保健文化的利用の場の提供など、森林の多面的機能の発揮がより一層求められています。

森林を有する多くの山村地域においては、林業という生業を通じて森林整備を推進するとともに、雇用の場の確保が図られ、地域の活性化に大きく寄与してきましたが、外材輸入、木材価格の低迷、さらには、過疎・高齢化により、森林整備を担ってきた多くの山村集落は限界集落への道を辿りつつあり、健全な山村社会を形成するためには、将来にわたり持続的に森林を維持・管理する担い手の確保や林業の振興が急務となっています。

このため、愛媛県では、平成13年を「森林共生元年」と位置付け、森林の環境資源としての役割を重視し、多様な森林づくりと県産材の利用促進に取り組み、さらに平成17年度からは、それまでの「森林共生対策」をさらに進め、県民共有の財産である森林を「県民全体」で守り育てていくため、県民参加による「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を目的とする森林環境税を導入しました。

第1期森林環境税（H17～H21年度の5カ年間）では、

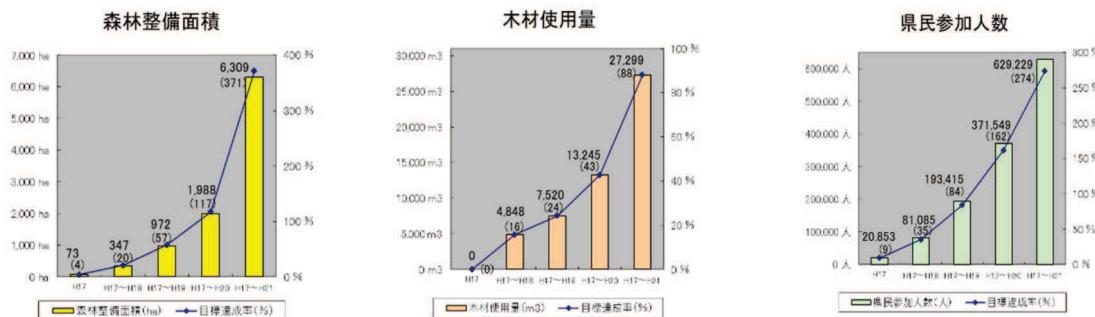
○すべての県民の参加によって

○森林を守り、健全に育つことができるよう手助けし

○その働きをすべての県民が理解し、かつ主体的に享受する

として、県民参加の森林づくりをテーマに「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」ための具体的な取り組みを推進し、第1期が終了した平成21年度末には、3つの成果指標に対して、6,309haの森林整備、約27,000m<sup>3</sup>の木材使用、約629,000人の県民参加など目標を大きく上回る成果を残すことができました。

### 【第1期森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値（H17～H21の5カ年間）】



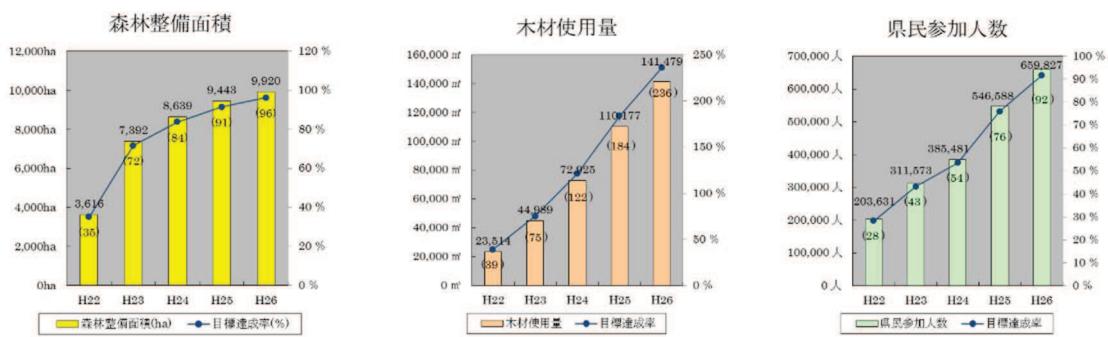
第2期森林環境税（H22～H26年度の5カ年間）では、未だ整備されていない森林が多く存在している状況であることから、

○県民参加のもと森林整備の拡大と加速化を進める

○森林資源の徹底した活用により、森林整備の担い手である林業の再生を図る

として、第1期と同様、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」に区分して取り組みを推進し、第2期が終了した平成26年度末には、3つの成果目標に対して、9,920haの森林整備、約140,000m<sup>3</sup>の木材使用、約660,000人の県民参加の実績となり目標を概ね達成することができました。

### 【第2期森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値（H22～H26の5カ年間）】



第3期森林環境税（H27～R元年度の5カ年間）では引き続き、

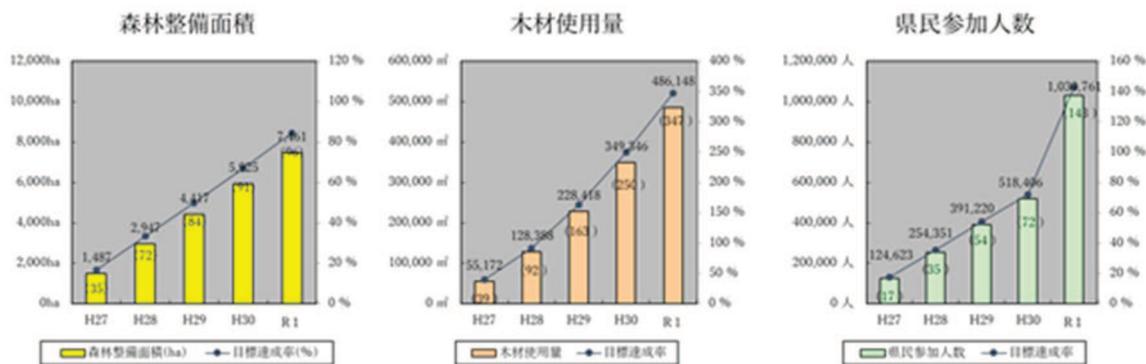
○県民参加のもと森林整備の拡大と加速化を進めるとともに、獣害対策にも重点を置く

○森林資源の徹底した活用により、森林整備の担い手である林業の再生を図る

として、第1期、第2期と同様、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」に区分して取り組みを推進し、第3期が終了した令和元年度末には、3つの成果目標に対して、7,461haの森林整備、

約 480,000m<sup>3</sup> の木材使用、約 1,030,000 人の県民参加の実績となり目標を概ね達成することができました。

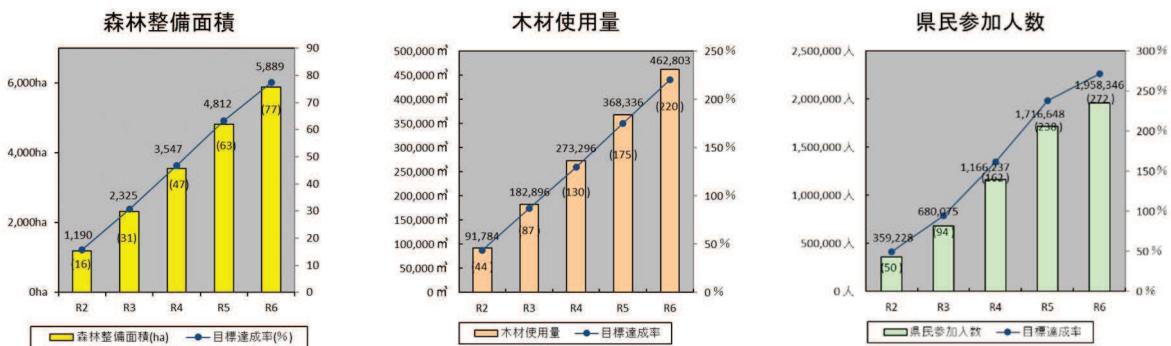
#### 【第3期森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値 (H27～R1 元の 5 カ年間)】



第4期森林環境税 (R2～R6 年度の 5 カ年間) では引き続き、

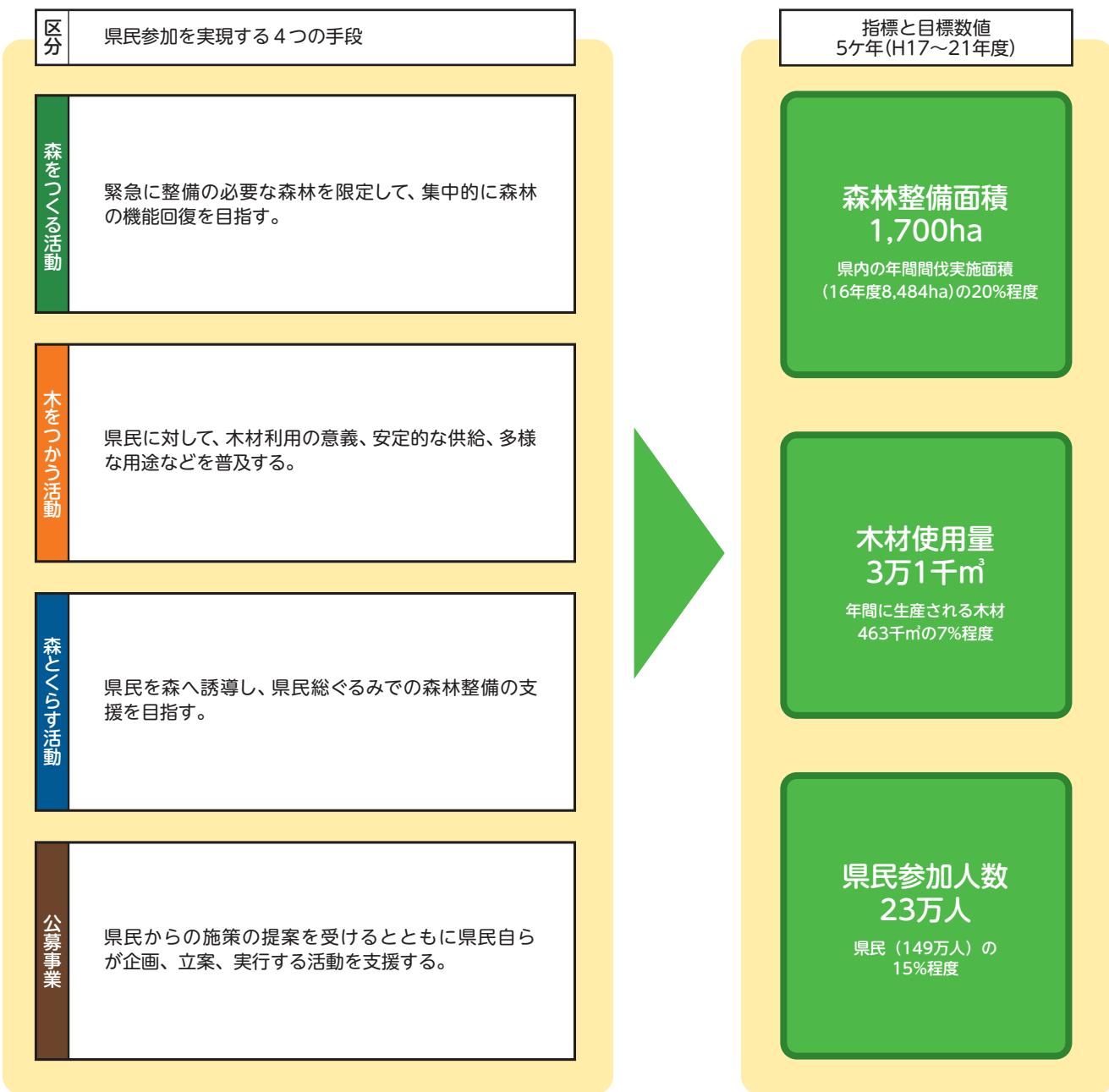
○県民参加のもと、引き続き森林整備を進めるとともに、森林資源の徹底した活用により、森林整備の担い手である林業の再生を図る  
として、第1～3期と同様、「森をつくる」「木をつかう」「森とくらす」に区分して取り組みを推進し、第4期が終了した令和6年度末には、3つの成果目標に対して、5,889ha の森林整備、約 460,000m<sup>3</sup> の木材使用、約 1,900,000 人の県民参加の実績となり目標を概ね達成することができました。

#### 【第4期森林環境税を活用した事業の成果指標と目標値 (R2～R6 の 5 カ年間)】



# 第1期森林環境税の目標と実績

## I 第1期森林環境税の事業目標



## II 第1期森林環境税の事業実績

目標項目	目標数値	実績							備考
		H17	H18	H19	H20	H21	計	達成率(%)	
森林整備面積(ha)	1,700	73	274	625	1,016	4,321	6,309	371	
木材使用量(m <sup>3</sup> )	31,000	—	4,848	2,672	5,725	14,054	27,299	88	H18開始
県民参加人数(人)	230,000	20,853	60,232	112,330	178,134	257,680	629,229	274	
内訳	木とふれあう人数	112,000	9,659	43,282	88,432	97,916	203,176	442,465	395
	森と交流する人数	78,000	2,430	3,355	8,838	63,228	36,383	114,234	146
	公募事業に参加する人数	40,000	8,764	13,595	15,060	16,990	18,121	72,530	181

# 第1期森林環境税 事業実績(平成17~21年度)

## 事業総括表

○基金繰入額

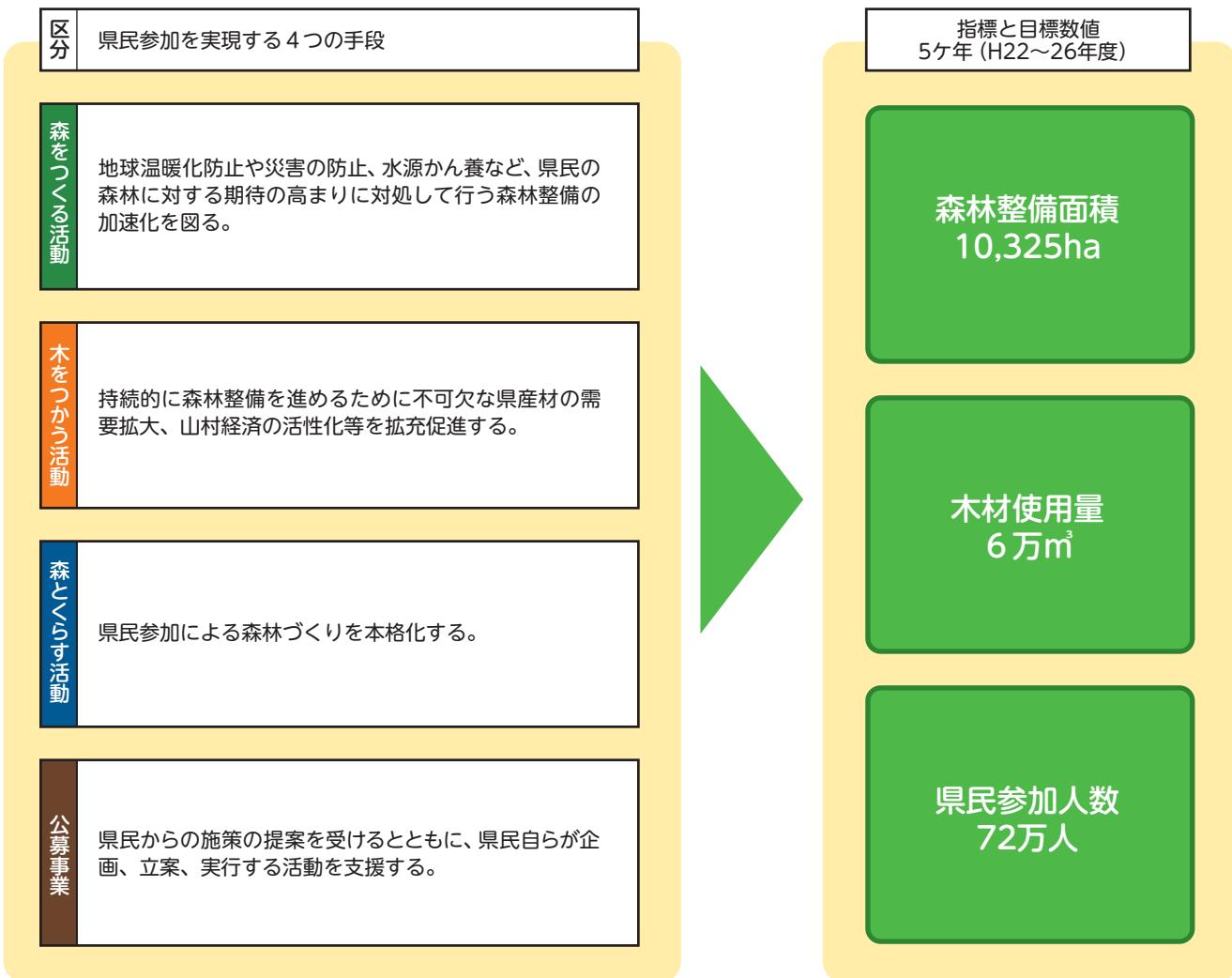
積立金	内 容	決算額					
		H17	H18	H19	H20	H21	計
森林環境保全基金積立金	森林環境税を財源に、全ての県民で支える森づくりの理解と参加の促進及び公益的機能を発揮できる森林保全の事業を計画的かつ確実に実施するため、基金を積み立てる。	209,000,000円	347,304,763円	399,217,420円	395,729,336円	399,342,916円	1,750,594,435円

○歳出額

区分	事業名	決算額					
		H17	H18	H19	H20	H21	計
県指定事業 森をつくる活動	①源流の森整備保全事業	24,338,020円	104,800,654円	136,743,605円	187,112,074円	274,911,568円	727,905,921円
	②集落防災緊急森林整備事業	9,612,000円	48,921,700円	77,481,000円	60,567,000円		196,581,700円
	③流木等防止山地保全事業	14,726,020円	32,716,260円	40,515,170円			87,957,450円
	④里地里山再生モデル事業		18,860,000円	13,540,000円			32,400,000円
	⑤えひめ漁民の森づくり実践活動事業費(漁政課)			4,302,694円	2,635,633円		6,938,327円
	⑥条件不利森林公的整備事業費			2,072,802円	2,188,308円	1,229,015円	5,490,125円
	⑦森林共生集団間伐促進事業			499,000円	903,000円	2,785,000円	4,187,000円
	⑧集落等山地災害危険地区整備事業				23,943,766円	170,524,819円	194,468,585円
	⑨松林保全事業					99,510,000円	96,266,000円
	⑩森林共生緊急対策事業					3,868,529円	195,776,000円
県指定事業 木をつかう活動	①木の香る環境づくり促進事業費	28,519,000円	94,209,304円	70,687,605円	66,282,768円	176,290,511円	435,989,188円
	②木に親しむ学び舎づくり促進事業	5,083,000円	5,667,000円	4,653,000円			15,403,000円
	③今治養護学校新居浜分校整備事業	6,600,000円	2,793,000円	1,375,000円			10,768,000円
	④木質バイオマス利用促進事業費	836,000円		617,304円	413,544円	5,299,916円	836,000円
	⑤えひめ材住宅普及啓発事業費		3,234,000円	3,183,000円	6,561,000円	6,597,000円	19,308,764円
	⑥公共施設木材利用推進事業費		64,898,000円	20,836,000円	10,076,000円	111,025,000円	19,575,000円
	⑦県立学校校舎整備事業費(高校教育課)	16,000,000円	17,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	8,000,000円	206,835,000円
	⑧自然公園木製施設整備事業費(自然保護課)			11,861,061円	7,438,302円	5,734,721円	73,000,000円
	⑨木の香る公園施設整備費(都市整備課)			1,850,000円	3,570,000円	5,000,000円	10,420,000円
	⑩えひめ材の家づくり促進支援事業費			7,524,000円	8,604,000円	20,807,000円	36,935,000円
	⑪バイオマスペレット利活用総合対策事業費(農政課)			2,992,000円	3,688,700円	1,434,200円	8,114,900円
	⑫木の香る環境整備支援事業費				2,881,000円	2,886,000円	5,767,000円
	⑬えひめ木材公共工事活用促進事業				2,163,850円		2,163,850円
	⑭愛媛ヒノキ材ブランド化推進事業費					1,828,590円	1,828,590円
県指定事業 森とくらす活動	①県民と森との交流促進事業費	27,958,310円	26,161,653円	48,614,635円	250,551,305円	49,248,653円	402,534,556円
	②県民参加の森設置・提供事業費	12,828,310円	6,448,353円	5,943,702円	11,859,355円	11,240,291円	48,320,011円
	③「森はともだち」推進事業費(義務教育課)	15,130,000円	16,545,000円	33,740,000円	32,240,000円	19,111,000円	116,766,000円
	④自然観察会開催事業費(自然保護課)		1,575,000円	3,150,000円	3,150,000円	1,575,000円	9,450,000円
	⑤森とのふれあい活動促進事業費		1,593,300円	1,014,933円	1,226,489円	1,133,531円	4,968,253円
	⑥フォレスト・マイスター養成支援事業費			4,766,000円	5,317,207円	2,599,675円	12,682,882円
	⑦林業普及指導事業費				9,132,360円	9,884,875円	21,107,701円
	⑧「森のめぐみ 木のものがたり展」開催事業費(生涯学習課)				1,579,603円	897,060円	5,599,701円
	⑨全国育樹祭開催事業				182,557,291円		182,557,291円
	⑩「森の学校」開催事業費					696,520円	696,520円
公募事業		17,695,000円	27,995,000円	28,909,000円	26,267,000円	25,416,000円	126,282,000円
	県民参加の森づくり公募事業費	17,695,000円	27,995,000円	28,909,000円	26,267,000円	25,416,000円	126,282,000円
○ 計		98,510,330円	253,166,611円	284,954,845円	530,213,147円	525,866,732円	1,692,711,665円
○ 保留額		110,489,670円	94,138,152円	114,262,575円	-134,483,811円	-126,523,816円	57,882,770円

# 第2期森林環境税の目標と実績

## I 第2期森林環境税の事業目標



## II 第2期森林環境税の事業実績

目標項目	目標数値	実績						
		H22	H23	H24	H25	H26	計	達成率(%)
森林整備面積(ha)	10,325	3,616	3,776	1,247	804	477	9,920	96
木材使用量(m <sup>3</sup> )	60,000	23,514	21,475	27,936	37,252	31,302	141,479	236
県民参加人数(人)	720,000	203,631	107,942	73,908	161,107	113,239	659,827	92
内訳	木とふれあう人数	400,000	161,312	62,501	42,869	132,509	81,440	480,631
	森と交流する人数	250,000	27,984	34,266	20,851	17,989	21,259	122,349
	公募事業に参加する人数	70,000	14,335	11,175	10,188	10,609	10,540	56,847

## 第2期森林環境税 事業実績(平成22~26年度)

### 事業総括表

◎基金繰入額

積立金	内 容	決算額					
		H22	H23	H24	H25	H26	計
森林環境保全基金 積立金	森林環境税を財源に、全ての県民で支える森づくりの理解と参加の促進及び公益的機能を発揮できる森林保全の事業を計画的かつ確実に実施するため、基金を積み立てる。	496,481,865円	532,164,417円	542,892,841円	542,111,733円	544,738,678円	2,658,389,534円

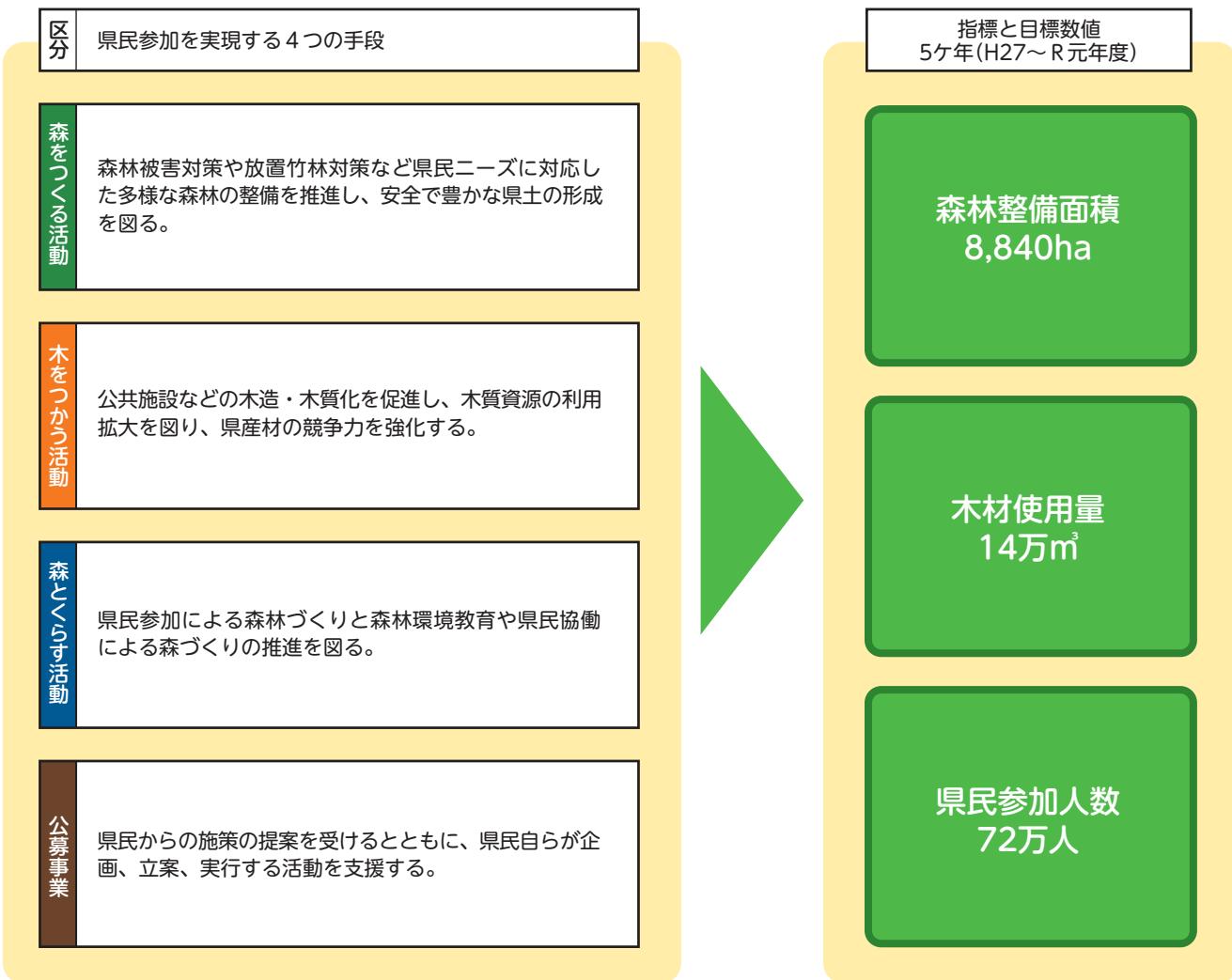
◎歳出額

区分	事業名	決算額					
		H22	H23	H24	H25	H26	計
県指定事業 森をつくる活動	①森林そ生集団間伐促進事業	64,808,160円	183,322,770円	181,900,770円	129,379,069円	126,851,646円	686,262,415円
	②集落等山地災害危険地区整備事業	93,880,000円	79,900,000円	50,223,230円	45,368,230円	55,014,364円	324,385,824円
	③松林等保全事業	958,921円	701,000円	8,445,307円	1,880,101円	2,564,872円	14,550,201円
	④フォレスト・マイスター養成支援事業	11,315,645円	9,525,525円	11,402,079円	10,260,820円	11,526,088円	54,030,157円
	⑤森林そ生緊急対策事業	154,751円	477,494円				632,245円
	⑥奥地水源林保全整備事業		12,694,000円	64,573,000円	42,230,000円	35,685,000円	155,182,000円
	⑦愛媛大学森林環境管理特別コース設置準備	14,852,500円					14,852,500円
	⑧ニホンジカ森林被害防止対策事業		6,505,000円	7,600,000円	7,535,000円	8,755,000円	30,395,000円
	⑨ニホンジカ緊急捕獲事業		3,000,000円	2,610,000円	3,915,000円	5,855,000円	15,380,000円
	⑩優良種苗確保事業			4,780,000円	4,536,000円	7,558,573円	16,874,573円
	⑪ニホンジカ個体数調整実証事業			1,612,000円	1,526,902円	1,566,400円	4,705,302円
	⑫搬出間伐促進緊急対策事業			8,100,000円			8,100,000円
	⑬森林吸収クレジット販売促進事業				1,395,082円	993,060円	2,388,142円
	⑭林業躍進プロジェクト推進事業				8,381,307円	108,980円	8,490,287円
県指定事業 木をつかう活動		183,197,831円	172,940,444円	213,558,934円	183,420,834円	199,713,003円	952,831,046円
	①木質バイオマス利用促進事業	23,056,600円	30,445,766円	35,697,900円	29,728,011円	30,003,000円	148,931,277円
	②公共施設木材利用推進事業	17,362,440円	46,973,540円	30,988,044円	28,028,552円	11,499,400円	134,851,976円
	③県立学校校舎等整備事業	16,000,000円		8,000,000円	8,000,000円	32,000,000円	64,000,000円
	④自然公園木製設施整備事業	4,388,000円	4,534,000円	4,333,000円	4,498,971円	4,291,892円	22,045,863円
	⑤木の香る公園施設整備事業	5,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	2,700,000円	2,700,000円	16,400,000円
	⑥えひめ材住宅普及啓発事業	45,981,380円	35,101,907円	64,813,658円	48,971,662円	70,981,718円	265,850,325円
	⑦木質ペレット利活用促進事業	1,120,000円					1,120,000円
	⑧愛媛ヒノキ材ブランド化推進事業	2,250,660円	1,959,205円				4,209,865円
	⑨原木乾しいたけ等生産促進事業	28,733,899円	22,947,826円	24,249,981円	16,035,447円	23,799,203円	115,766,356円
	⑩愛媛県産材製品市場開拓促進事業	7,304,852円	16,978,200円	24,080,351円	27,390,391円	14,437,790円	90,191,584円
	⑪今治特別支援学校新居浜分校体育館整備事業	8,000,000円					8,000,000円
	⑫駐在所等庁舎整備	24,000,000円	3,000,000円			3,000,000円	30,000,000円
	⑬県立学校校舎等整備事業（緊急経済対策分）		8,000,000円				8,000,000円
	⑭新居浜特別支援学校施設整備事業			8,000,000円			8,000,000円
	⑮特別支援学校教育環境整備事業			3,000,000円			3,000,000円
	⑯住宅等リフォーム木材利用促進事業			7,396,000円			7,396,000円
	⑰新繊維産業技術センター整備事業				8,000,000円		8,000,000円
	⑱原木乾しいたけ緊急対策事業				10,067,800円		10,067,800円
	⑲水産研究センター魚類検査室移設					3,000,000円	3,000,000円
	⑳原木乾しいたけ消費拡大緊急対策事業					4,000,000円	4,000,000円
県指定事業 森とくらす活動		33,953,089円	40,795,006円	37,861,783円	34,933,999円	26,986,045円	174,529,922円
	①県民と森との交流促進事業	14,581,579円	13,225,058円	11,820,999円	11,413,728円	11,228,434円	62,269,798円
	②県民参加の森設置・提供事業	10,000,000円	15,340,000円	13,176,050円			38,516,050円
	③自然観察会開催事業	1,019,000円	1,191,000円	1,628,000円	1,605,700円	818,020円	6,261,720円
	④森とのふれあい活動促進事業	2,131,209円	1,192,882円	1,324,895円	11,454,545円	7,796,740円	23,900,271円
	⑤林業普及指導事業	1,824,837円	2,003,533円	2,268,217円	3,316,169円	2,687,531円	12,100,287円
	⑥「森のめぐみ 木のものがたり展」開催事業	868,764円					868,764円
	⑦「森の学校」開催事業	488,600円					488,600円
	⑧「森林わくわく体験」推進事業	2,575,000円	5,172,000円	5,172,000円	4,700,000円	2,046,000円	19,665,000円
	⑨慰靈塔維持管理（都市近郊林保全事業）	464,100円	495,600円	472,500円	399,000円	409,320円	2,240,520円
公募事業	県民参加の森づくり公募事業費	29,493,000円	36,055,000円	36,815,000円	26,987,000円	24,284,000円	153,634,000円

○計	432,613,897円	545,916,239円	629,482,103円	501,749,344円	507,462,031円	2,617,223,614円
○単年度保留額	63,867,968円	-13,751,822円	-86,589,262円	40,362,389円	37,276,647円	41,165,920円
○第1期残額及び保留額	57,882,770円	121,750,738円	107,998,916円	21,409,654円	61,772,043円	99,048,690円

# 第3期森林環境税の目標と実績

## I 第3期森林環境税の事業目標



## II 第3期森林環境税の事業実績

目標項目	目標数値	実績						
		H27	H28	H29	H30	R1	計	達成率(%)
森林整備面積(ha)	8,840	1,487	1,460	1,470	1,508	1,536	7,461	84
木材使用量(m <sup>3</sup> )	140,000	55,172	73,216	100,030	120,928	136,802	486,148	347
県民参加人数(人)	720,000	124,623	129,728	136,869	127,186	512,355	1,030,761	143
内訳	木とふれあう人数	400,000	72,762	73,929	86,662	58,630	428,875	720,858
	森と交流する人数	250,000	40,273	44,905	38,702	56,476	41,202	221,558
	公募事業に参加する人数	70,000	11,588	10,894	11,505	12,080	42,278	88,345

## 第3期森林環境税 事業実績(平成27~令和元年度)

### 事業総括表

◎基金繰入額

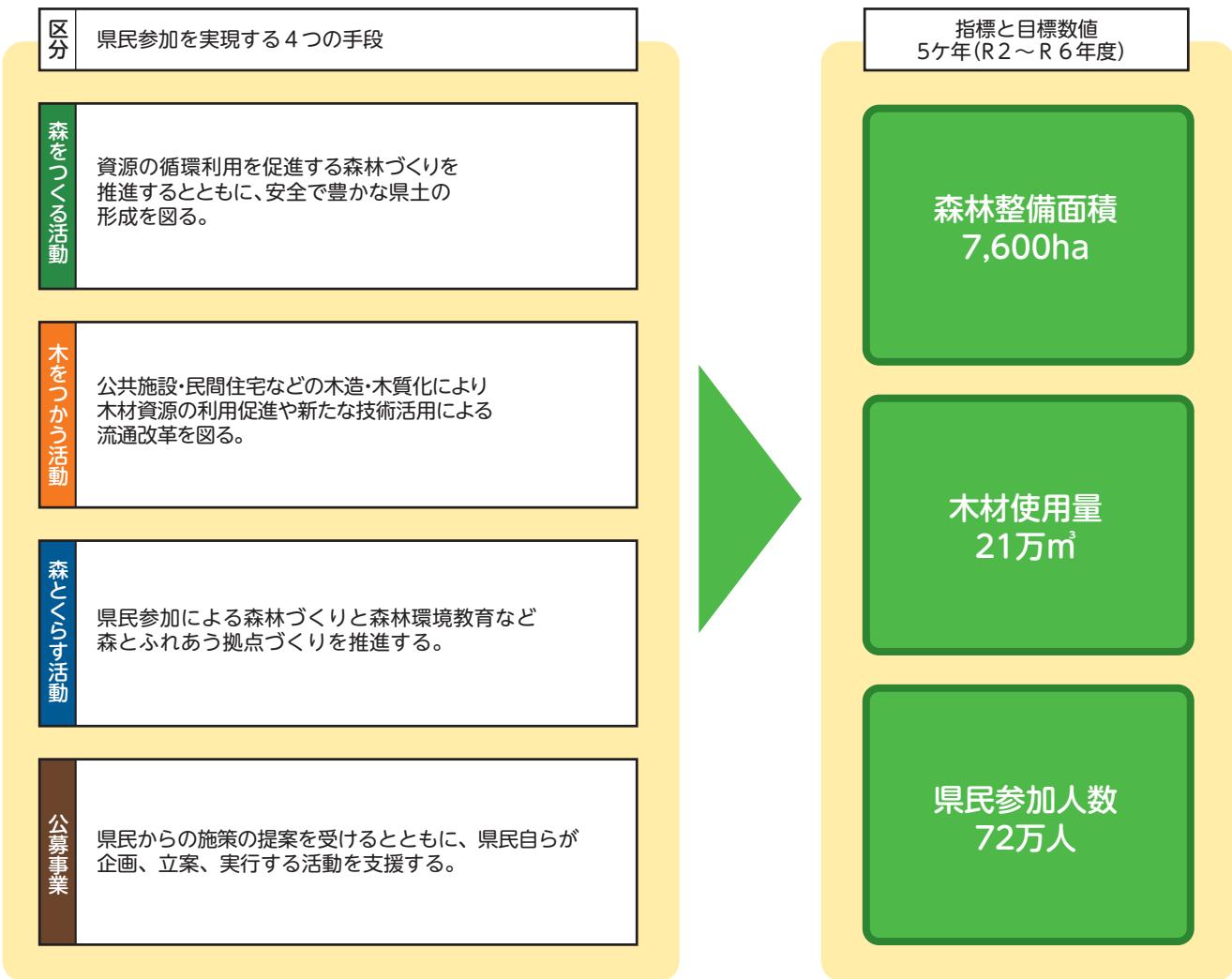
積立金	内 容	決算額					
		H27	H28	H29	H30	R1	計
森林環境保全基金 積立金	森林環境税を財源に、全ての県民で支える森づくりの理解と参加の促進及び公益的機能を発揮できる森林保全の事業を計画的かつ確実に実施するため、基金を積み立てます。	540,595,797円	542,134,654円	555,144,541円	560,527,733円	560,144,749円	2,758,547,474円

◎歳出額

区分	事業名	決算額					
		H27	H28	H29	H30	R1	計
県指定事業 森をつくる活動		215,942,911円	225,851,274円	248,339,997円	322,820,446円	402,001,757円	1,414,956,385円
	①森林整備推進事業	65,642,700円	44,424,810円	39,801,100円	82,078,584円	146,836,452円	378,783,646円
	②集落等山地災害危険地区整備事業	32,984,603円	34,913,964円	34,561,992円	47,423,931円	46,510,802円	196,395,292円
	③松林等保全事業	1,296,000円	3,032,600円	2,936,000円	1,596,560円		8,861,160円
	④フォレスト・マイスター養成支援事業	12,693,041円	14,019,828円	17,643,162円	21,139,752円	18,190,088円	83,685,871円
	⑤里山放置竹林対策モデル事業	9,545,000円	15,104,616円	5,512,897円	19,128,602円	15,775,862円	65,066,977円
	⑥有害鳥獣総合捕獲事業	15,855,000円	14,735,000円	28,185,000円	35,407,500円	38,912,500円	133,095,000円
	⑦特定鳥獣保護管理計画推進事業	650,000円	5,795,160円	6,039,320円	6,527,000円	7,495,300円	26,506,780円
	⑧優良種苗確保事業	15,028,615円	27,176,367円	28,643,511円	23,477,073円	26,831,974円	121,157,540円
	⑨林業躍進プロジェクト推進事業	21,980円	110,915円	45,969円	286,771円	121,079円	586,714円
	⑩森林吸収クレジット販売促進事業	766,980円	1,015,494円	769,852円	475,247円	442,032円	3,469,605円
	⑪主伐推進緊急再造林対策事業	44,602,000円	44,528,943円				89,130,943円
	⑫木製ダム設置実証事業	14,000,000円	15,000,000円	15,000,000円	528,218円		44,528,218円
	⑬指定管理鳥獣捕獲モデル事業	2,856,992円					2,856,992円
	⑭森林認証材供給体制構築支援事業			5,993,577円			5,993,577円
	⑮次世代の森づくり促進事業			53,501,194円	63,001,208円	67,821,263円	184,323,665円
	⑯木質バイオマス利用促進事業【木質バイオマス生産低コスト化】			15,700,000円	21,750,000円	29,250,000円	66,700,000円
	⑰次世代型林業作業システム実証事業					3,814,405円	3,814,405円
県指定事業 木をつかう活動		218,143,433円	236,107,097円	229,058,580円	192,167,129円	189,302,707円	1,064,778,946円
	①木質バイオマス利用促進事業	23,321,414円	24,513,201円	17,366,263円	13,938,746円	8,276,716円	87,416,340円
	②公共施設木材利用推進事業	20,136,360円	24,791,000円	26,224,969円	38,251,493円	33,050,342円	142,454,164円
	③県立学校校舎等整備事業	40,000,000円	56,000,000円	72,000,000円			168,000,000円
	④自然公園等施設整備事業	4,560,011円	4,600,000円	4,482,003円	4,413,930円	4,523,073円	22,579,017円
	⑤木の香る公園施設整備事業	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	25,000,000円
	⑥えひめ材住宅普及啓発事業	76,458,676円	79,239,580円	68,100,199円	69,596,825円	72,449,035円	365,844,315円
	⑦原木乾しいたけ等生産促進事業	23,564,008円	21,498,990円	21,163,232円	21,519,000円	16,763,819円	104,509,049円
	⑧愛媛県産材製品市場開拓促進事業	5,560,228円	6,797,183円	6,522,127円	8,534,310円	13,462,815円	40,876,663円
	⑨駐在所等庁舎整備	3,000,000円		3,000,000円			6,000,000円
	⑩中予家畜保健衛生所等整備事業	8,000,000円					8,000,000円
	⑪県産CLT普及促進事業	4,163,224円	7,376,558円	2,966,585円			14,506,367円
	⑫乾たけのこ産地育成事業	4,379,512円	6,290,585円	2,233,202円	3,543,692円	3,741,863円	20,188,854円
	⑬CLT建築物建設促進事業				21,085,133円	25,105,044円	46,190,177円
	⑭窯業技術センター整備事業				6,284,000円		6,284,000円
	⑮えひめこどもの城「To-beの森」プロジェクト					6,930,000円	6,930,000円
県指定事業 森とくらす活動		32,454,458円	35,253,727円	37,176,550円	30,464,824円	27,832,040円	163,181,599円
	①県民と森との交流促進事業	11,844,678円	11,681,020円	11,112,995円	10,508,130円	16,755,050円	61,901,873円
	②自然観察会開催事業	829,057円	1,424,765円	1,654,520円	1,728,557円		5,636,899円
	③森とのふれあい活動促進事業	12,080,830円	13,836,751円	15,544,049円	9,953,481円		51,415,111円
	④林業普及指導事業	3,129,333円	3,118,791円	3,828,786円	3,049,856円	3,283,990円	16,410,756円
	⑤「森林わくわく体験」推進事業	1,077,000円	1,732,000円	1,727,000円	1,732,000円	736,000円	7,004,000円
	⑥都市近郊林保全事業	493,560円	464,400円	313,200円	496,800円	509,000円	2,276,960円
	⑦「森に親しむ博物館」開催事業	3,000,000円	2,996,000円	2,996,000円	2,996,000円	3,042,000円	15,030,000円
公募事業						3,506,000円	3,506,000円
	県民参加の森づくり公募事業費	21,874,000円	20,875,000円	24,799,000円	24,970,000円	14,629,000円	107,147,000円
○ 計		488,414,802円	518,087,098円	539,374,127円	570,422,399円	633,765,504円	2,750,063,930円
○ 単年度保留額		52,180,995円	24,047,556円	15,770,414円	-9,894,666円	-73,620,755円	8,483,544円
○ 第2期残額及び保留額		99,048,690円	151,229,685円	175,277,241円	191,047,655円	181,152,989円	107,532,234円

# 第4期森林環境税の目標と実績

## I 第4期森林環境税の事業目標



## II 第4期森林環境税の事業実績

目標項目	目標数値	実績						
		R2	R3	R4	R5	R6	計	達成率(%)
森林整備面積(ha)	7,600	1,190	1,135	1,222	1,265	1,077	5,889	77
木材使用量(m <sup>3</sup> )	210,000	91,784	91,112	90,400	95,040	94,467	462,803	220
県民参加人数(人)	720,000	359,228	320,847	486,162	550,411	241,698	1,958,346	272
内訳	木とふれあう人数	400,000	225,523	224,094	362,144	418,560	84,506	1,314,827
	森と交流する人数	250,000	96,906	90,982	114,094	125,547	148,833	576,362
	公募事業に参加する人数	70,000	36,799	5,771	9,924	6,304	8,359	67,157

## 第4期森林環境税 事業実績 (令和2～令和6年度)

### 事業総括表

○ 基金繰入額

積立金	内 容	決算額					
		R2	R3	R4	R5	R6	計
森林環境保全基金積立金 (当年度繰入金)	森林環境税を財源に、全ての県民で支える森づくりの理解と参加の促進及び公益的機能を発揮できる森林保全の事業を計画的かつ確実に実施するため、基金を積み立てる。	560,503,005円	557,594,026円	559,926,960円	555,914,123円	554,619,924円	2,788,558,038円
○ 歳出額							
区分	事業名	R2	R3	R4	R5	R6	計
県指定事業 森をつくる活動	①森林整備推進事業	239,189,704円	208,457,301円	216,751,190円	220,253,442円	211,488,039円	1,096,139,676円
	②集落等山地災害危険地区整備事業	77,562,959円	56,098,160円	56,441,900円	64,948,888円	65,854,380円	320,906,287円
	③フォレスト・マイスター養成支援事業	38,898,189円	39,254,715円	39,314,278円	39,269,401円	32,018,018円	188,754,601円
	④有害鳥獣総合捕獲事業	17,278,194円	17,479,690円	18,066,121円	17,214,751円	13,579,041円	83,617,797円
	⑤特定鳥獣保護管理計画推進事業	39,355,000円	39,355,000円	42,227,500円	46,785,000円	44,545,000円	212,267,500円
	⑥優良種苗確保事業	8,865,547円	3,904,637円	4,661,200円	5,093,342円	5,299,085円	27,823,811円
	⑦林業躍進プロジェクト推進事業	28,931,000円	25,508,000円	25,480,627円	29,303,000円	25,799,564円	135,022,191円
	⑧森林吸收クレジット販売促進事業	375,427円					375,427円
	⑨林業架線作業促進事業	24,657,500円	24,240,000円	20,869,000円			69,766,500円
	⑩次世代型林業作業システム実証事業	2,999,789円	1,356,815円				4,356,604円
	⑪県産大径材生産促進事業			7,934,030円	7,955,819円	7,945,786円	23,835,635円
	⑫森林カーボンオフセット促進事業				2,330,108円	1,803,921円	4,134,029円
	⑬スマート林業人材育成研修事業					1,714,782円	1,714,782円
	⑭エリートツリー活用省力化モデル事業				4,909,200円	4,665,000円	9,574,200円
	⑮えひめ農林水産業魅力発信事業				986,358円	873,731円	1,860,089円
	⑯新規林業就業者育成事業					2,745,000円	2,745,000円
県指定事業 木をつかう活動	196,799,269円	223,585,914円	183,859,597円	173,258,666円	178,916,616円	956,420,062円	
	①木質バイオマス利用促進事業	21,103,374円	20,580,230円	20,222,061円	23,897,943円	17,900,232円	103,703,840円
	②CLT等建築物建設促進事業 (公共施設木材利用推進事業)	19,507,956円	50,102,471円	57,479,608円	56,957,980円	68,601,626円	252,649,641円
	③CLT構築物建設促進事業(②へ統合)	38,015,982円	34,525,377円				72,541,359円
	④木の香る公園施設整備事業	2,500,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	10,500,000円
	⑤えひめ材住宅普及啓発事業	72,206,488円	70,942,791円	70,646,161円	59,359,990円	48,151,543円	321,306,973円
	⑥愛媛県産材製品市場開拓促進事業	13,783,807円	14,335,865円	13,534,161円	13,429,370円	13,566,358円	68,649,561円
	⑦駐在所等庁舎整備事業	4,000,000円					4,000,000円
	⑧特用林産物生産販売促進事業	23,681,662円	21,599,180円	18,477,606円	14,626,883円	18,615,857円	97,001,188円
	⑨えひめこどもの城「To-beの森」プロジェクト	2,000,000円	1,500,000円	1,500,000円	2,986,500円		7,986,500円
	⑩大洲庁舎整備事業			8,000,000円			8,000,000円
県指定事業 森とくらす活動	⑪南予家畜保健衛生所整備事業					2,081,000円	2,081,000円
	⑫愛媛県立北宇和高等学校馬術部厩舎改築事業					8,000,000円	8,000,000円
	24,596,050円	23,853,976円	28,857,384円	28,705,263円	28,652,602円	134,665,275円	
	①県民と森との交流促進事業	15,370,807円	16,525,942円	17,702,817円	19,403,405円	17,255,828円	86,258,799円
	②林業普及指導事業	2,677,363円	2,594,112円	3,179,087円	3,525,428円		11,975,990円
	③「森に親しむ博物館」開催事業	3,434,000円	3,090,000円	3,090,000円	3,090,000円	3,090,000円	15,794,000円
公募事業	④森林病虫害対策事業	2,129,700円	751,000円	3,988,000円	1,792,000円	2,164,000円	10,824,700円
	⑤アートの森プロジェクト	984,180円	892,922円	897,480円	894,430円	1,798,329円	5,467,341円
	⑥えひめ森林公園魅力発信事業	—	—	—	—	4,344,445円	4,344,445円
	11,737,000円	10,786,000円	13,184,000円	12,067,000円	13,398,000円	61,172,000円	
	県民参加の森林づくり公募事業	11,737,000円	10,786,000円	13,184,000円	12,067,000円	13,398,000円	61,172,000円
	110,000,000円	110,000,000円	110,000,000円	110,000,000円	110,000,000円	550,000,000円	
全国植樹祭	積立金【( )書きは累計】	(220,000,000円)	(330,000,000円)	(440,000,000円)	(550,000,000円)		
	①えひめ森林公園魅力発信事業 ※積立金の内数	2,159,393円	17,767,254円	113,914,231円	85,857,973円	6,698,204円	226,397,055円
	②全国植樹祭開催準備費 ※積立金の内数				13,118,000円	35,607,000円	48,725,000円
	○計	582,322,023円	576,683,191円	552,652,171円	544,284,371円	542,455,257円	2,798,397,013円
○単年度保留額		-21,819,018円	-19,089,165円	7,274,789円	11,629,752円	12,164,667円	-9,838,975円
○全国植樹祭積立金 単年度保留額		107,840,607円	92,232,746円	-3,914,231円	11,024,027円	67,694,796円	274,877,945円
○第3期残額及び保留額		107,532,234円	193,553,823円	266,697,404円	270,057,962円	292,711,741円	372,571,204円
※うち全国植樹祭積立金 第3期残額及び保留額		107,840,607円	200,073,353円	196,159,122円	207,183,149円	274,877,945円	

改正

平成17年7月19日条例第46号  
平成20年4月30日条例第42号  
平成21年12月18日条例第65号  
平成22年6月29日条例第32号  
平成24年3月27日条例第9号  
平成26年12月24日条例第49号  
令和元年7月9日条例第2号  
令和元年12月20日条例第20号  
令和2年7月14日条例第36号  
令和6年12月24日条例第46号

愛媛県森林環境税条例を次のように公布する。

愛媛県森林環境税条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費の財源を確保するために森林環境税を課すため、県民税の均等割の税率に関し、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(賦課徴収)

**第2条** 森林環境税は、次条の規定により個人の県民税の均等割の税率に加算し、及び第4条の規定により法人の県民税の均等割の税率に加算して賦課徴収する。

一部改正〔平成20年条例42号〕

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

**第3条** 平成17年度から平成25年度まで及び令和6年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。

2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の3の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。

一部改正〔平成21年条例65号・24年9号・26年49号・令和元年2号・20号・2年36号・6年46号〕

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

**第4条** 平成17年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する各事業年度又は当該期間における地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第2号の規定にかかわらず、同号の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の7を乗じて得た額を加算した額とする。

一部改正〔平成20年条例42号・21年65号・22年32号・26年49号・令和元年2号・20号・2年36号・6年46号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

一部改正〔平成17年条例46号〕

(経過措置)

2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成16

年愛媛県条例第26号）附則第8項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円」とする。

一部改正〔平成17年条例46号〕

- 3 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第3項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に200円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

- 4 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第13条第1項第1号」とあるのは「県税条例第13条第1項第1号及び愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第5項」と、「同号に定める額に500円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される同号に定める額に100円」とする。

追加〔平成17年条例46号〕

**附 則**（平成17年7月19日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。（後略）  
(県民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第6条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「300円」とする。
- 4 県は、平成18年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第16条を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第4項」とする。
- 5 平成19年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第13条第1項の規定の適用については、同項第1号中「1,000円」とあるのは、「600円」とする。
- 6 県は、平成19年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（新条例第13条第3項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分（新条例第16条を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第16条の規定の適用については、同条中「前3条」とあるのは、「愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例（平成17年愛媛県条例第46号）附則第6項」とする。

**附 則** (平成20年4月30日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年12月18日条例第65号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛媛県森林環境税条例（以下「新条例」という。）第3条の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、平成21年度分までの個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

- 3 新条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度及び連結事業年度並びに同日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率について適用し、同日前に開始した事業年度及び連結事業年度並びに同日前の同号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

**附 則** (平成22年6月29日条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月27日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

**附 則** (平成26年12月24日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年7月9日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和元年12月20日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年7月14日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第1条中愛媛県県税賦課徴収条例第12条第1項、第13条第1項第2号、第17条の2及び第18条の3第1項第5号の改正規定並びに同条例附則第17条及び第18条の改正規定並びに第3条中愛媛県森林環境税条例第4条の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和4年4月1日

（県民税に関する経過措置）

- 2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の行使を令和2年2月1日から同年10月31日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して当該入場料金等払戻請求権の行使をした日から令和3年1月31日までの期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第1条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第7条の6の2の規定を適用する。

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分及び第3条の規定による改正後の愛媛県森林環境税条例第4条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度（以下「連結

親法人事業年度」という。)が同日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

- 4 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいい、連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の愛媛県県税賦課徴収条例の規定中法人の県民税に関する部分及び第3条の規定による改正前の愛媛県森林環境税条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

**附 則** (令和6年12月24日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 愛媛県森林環境保全基金条例

平成16年12月24日

条例第50号

愛媛県森林環境保全基金条例を次のように公布する。

### 愛媛県森林環境保全基金条例

#### (設置)

第1条 水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の確保その他の森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策を推進するため、森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の規定による森林環境税の収入額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除した額で一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

#### (処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費並びに基金の管理及び運営に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

#### (繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (愛媛県森林環境保全基金運営委員会)

第7条 第5条に規定する事業に関する事項その他基金に関する事項を調査審議させる等のため、愛媛県森林環境保全基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他適當と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に關し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

愛媛県森林環境保全基金運営委員会委員名簿

任期 令和7年 4月 1日  
令和9年 3月 31日

職種	現職	氏名	備考
一般県民 (公募)	石丸真智子建築設計室 代表	イシマル 真智子	
消費者代表	愛媛県農山漁村生活研究協議会 会長	オノヤマ 小野山 かおり	
福祉関係者	愛媛大学教育学部 准教授	カワセ 川瀬 久美子	
林業関係者	愛媛県林業研究グループ連絡協議会 会長	キクチ 菊池 俊一郎	
学識経験者	愛媛大学 副学長	スギモリ 杉森 正敏	
木材関係者	株式会社共栄木材 代表取締役	ニシシタ 西下 文平	
漁業関係者	愛媛県青年漁業者連絡協議会 副会長	ハマダ 濱田 賢	
企業関係者	(一社)愛媛県建築士事務所協会 副会長	マサオカ 正岡 ヒデキ 秀樹	
環境教育 関係者	元愛媛県教育委員会 委員	ミネモト 峰本 ヨウコ 陽子	
森林ボランティア 関係者	えひめ森の案内人会 副会長	ヨコタ 横手 ヒロコ 裕子	

敬称略、五十音順。

## 税制度の概要 (R2~R6)

納める方式	県民税均等割上乗せ課税方式（法定普通税）																											
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 (個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者)																											
納める額	<p><b>&lt;個人&gt; 年額700円</b> 給与所得者・65歳以上の公的年金受給者は、給与・年金から「天引き」して市町に納税します。 事業所得者等は、市町から送られてくる納税通知書により納税します。</p> <p><b>&lt;法人&gt; 県民税均等割標準税率の7%相当額</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額の区分</th> <th>標準税率①</th> <th>森林環境税額②</th> <th>納税額(①+②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> <td>856,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> <td>577,800円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> <td>139,100円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> <td>21,400円</td> </tr> </tbody> </table>				資本金等の金額の区分	標準税率①	森林環境税額②	納税額(①+②)	50億円超	800,000円	56,000円	856,000円	10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円	1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円	1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円	上記以外	20,000円	1,400円	21,400円
資本金等の金額の区分	標準税率①	森林環境税額②	納税額(①+②)																									
50億円超	800,000円	56,000円	856,000円																									
10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円																									
1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円																									
1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円																									
上記以外	20,000円	1,400円	21,400円																									
納める方法	<p>個人県民税は市町が給与所得者は特別徴収、事業所得者等は普通徴収、 法人県民税は法人が県に申告納付します。</p> <p><b>&lt;個人の場合&gt;</b></p> <p><b>&lt;法人の場合&gt;</b></p>																											
税収の管理	森林環境税は普通税として徴収しますが、その目的を明確にするため、基金に積み立て、基金運営委員会を設置することにより適正に管理します。																											
実施期間	実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行います。																											

### お問い合わせ

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県庁  
**農林水産部森林局森林整備課保護緑化係**  
TEL 089-912-2597 FAX 089-912-2594

みんなの力で  
元気もりもり



〒791-0212 東温市田窪743  
**森の交流センター**  
TEL 089-990-7017 FAX 089-990-7073



この紙には間伐材が使われています。